

平成30年10月19日発行

成年後見制度利用促進 ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター 第9号

1. 都道府県担当者会議を開催しました

平成30年10月3日（水）、成年後見制度利用促進室の主催により、都道府県による広域的な体制整備を推進していくことを目的として「成年後見制度利用促進に係る都道府県担当者会議」を開催しました。

本会議は、現状では基本計画に基づく取組状況について各地域で格差が見られますが、全国どこに住んでいても今後増える後見ニーズに対応できる体制整備が求められていること、成年後見制度についての相談先が分からないまま財産等の人権・権利が侵害され続けてしまうといったケースに対応するためには、相談窓口が明示され、住民や関係機関にしっかりと周知されていることが必要であること等を踏まえて開催したものです。

会議当日は、利用促進室から、平成31年度概算要求の内容について説明するとともに、各都道府県が、家庭裁判所や社会福祉協議会、専門職団体と連携し、管内市町村への広域的な支援を主導的に取り組んでいただくようお願いしたところでした。

その後、各地の取組事例として、県が管内自治体に対して体制整備を推進している取組や、中核機関の広域実施の取組例の報告をいただいた上で、利用促進室も加わり、各都道府県担当者間でブロックごとの情報交換を行いました。

情報交換では、以下のようなご意見をいただきました。

- ・成年後見制度利用促進の取組の必要性を関係者に理解してもらうことがまずは重要である。県内のニーズの実態調査が一つの有効な方策。
- ・中核機関の設置形態は、単独自治体で設置するか、あるいは広域で設置するか、どちらにも良い点と課題がある。特に広域設置の場合は、都道府県担当者からの情報提供が必要であると感じた。
- ・利用促進に関する所管部署が、まだ決まっていない市町村も散見される。まずは早く担当を決めていただくことが重要。

基本計画では、都道府県は、司法関係者との連携や人材育成など、広域的見地からの市町村の支援に重要な役割を担うこととされています。利用促進室としても、全国を各ブロックに分け、それぞれに当室の室員を担当者として定め、都道府県に対するきめ細かな支援を強化していくこととしています。

➤ 本号の掲載内容

1. 都道府県担当者会議を開催しました
2. 各地の取組を紹介します！：尾張東部成年後見センターの「成年後見制度利用促進計画策定委員会」に参加させていただきました
3. ご寄稿いただきました：2枚目の名刺は「市民後見人」～墨田区における市民後見人養成の取組
4. 大分市で成年後見センターが本格稼働！
5. 予告：成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー
※詳細は最終頁をご覧ください。

会場名	期 日
仙台会場	平成30年12月19日(水)
兵庫会場	平成30年11月14日(水)
広島会場	平成30年12月12日(水)
福岡会場	平成30年11月20日(火)



2. 各地の取組を紹介します！

尾張東部成年後見センターの「成年後見制度利用促進計画策定委員会」に参加させていただきました！

「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き」では、NPOを新設し、広域で中核機関を設置する例として、尾張東部成年後見センター（愛知県）の取組を紹介しています（手引き P49）。

尾張東部圏域の6市町では、現在、広域での利用促進計画策定に向けた検討を進めています。この度、利用促進室で第3回となる成年後見制度利用促進計画策定委員会（以下、「計画策定委員会」）に参加させていただきましたので、その様子をレポートします。
（文責：利用促進室）



3回目となる今回の計画策定委員会は、平成30年9月19日（水）13:30～15:30に日進市役所会議室で開催されました。計画策定委員会は、6市町ならびに専門職団体（医師会、弁護士会、リーガルサポート、社会福祉士会、精神保健福祉士会）、学識経験者、尾張東部成年後見センターから構成され、オブザーバーとして、名古屋家裁が出席していました。日本福祉大学社会福祉学部の平野隆之教授が「中核市および広域による成年後見制度利用促進のための計画策定の方法における5県比較調査研究」の一環で広域の計画策定をサポートしています。

この取組は、既に、成年後見制度についての広報や相談を実施している成年後見センターや権利擁護センターが存在している市町村が計画を策定する場合に参考になると考えられます。



4つの部会による検討

計画策定委員会では、現在、4つの部会を設け、各委員が分担し、さらにそれぞれ担当行政（自治体）を定め、平成31年4月の計画策定に向けた検討を深めています。

部会名称	担当行政
専門職協力者名簿登録制度ワーキングチーム	豊明市
成年後見制度ニーズ調査チーム	瀬戸市
日常生活自立支援事業ミーティング	日進市
意思決定支援プロジェクトチーム	長久手市

関わる機関が多い場合、このように課題ごとにワーキングチームを立ち上げて、全体会で進捗状況を報告するという方法は有効であると思われます。



専門職協力者名簿登録制度ワーキング

チーム

尾張東部成年後見センターは、現在、専門職協力者名簿登録制度を用いて、申立の際に候補者推薦をしています。専門職協力者名簿登録制度ワーキングチームでは、名簿登録をしている専門職を対象にアンケートを実施し、協力者名簿に登録して良かったことや、反対に課題に感じていることなどを調査していました。

ケースの内容を事前に見ることができると、安心して受任している専門職が多いことが明らかになる一方で、受任後に「これが本当に本人の意思なのか」を悩む等の課題があることが分かり、改めて専門職後見人に対しても支援が必要な場合があるということが確認されました。



委員会に出席している専門職がワーキングチームに入っていることで、専門職へのアンケートが実施されやすくなっています。

課題の把握だけでなく、現在どのような機能を果たしているのかというプラスの評価もできるようにアンケート調査票を作成していくことも、既存センターの機能の見直しを行う上では重要な要素です。

成年後見制度ニーズ調査チーム

成年後見制度ニーズ調査チームでは、地域包括支援センターや基幹型障害者相談支援センターなどに対するアンケート調査を実施しています。住民に身近な一次相談機関として寄せられている様々な相談に関して、専門機関としての成年後見センターに期待する役割などを聞いています。

- A. 成年後見制度利用中
- B. 成年後見制度利用手続き中の相談
- C. 成年後見制度に関する相談
- D. 一般相談アセスメント
- E. 虐待・消費者被害

具体的には、上記5つに該当する相談について、個別ケースシートを作成し、意思決定支援の内容や当該ケースの支援の見通しについて質問しています

すでに成年後見センターや権利擁護センターを設置している自治体にとって、今後の中核機関設置に向けての課題を抽出する上では、この方法は参考になると思われます。

ここでいうニーズとは、中核機関に何を求めているのか、というニーズのことを指しています。どのような事例相談が入っているのかを分析していくと、出来ていること、不足していることを明らかにすることができます。



日常生活自立支援事業ミーティング

計画策定委員会では、日常生活自立支援事業ミーティングも立ち上げています。これは、日常生活自立支援事業も権利擁護支援において重要な役割を果たしているという認識に立ち、日常生活自立支援事業を支えていくための課題整理が必要であるという視点からのものです。6

市町社協の日常生活自立支援事業の担当者が集まり、同事業の現状把握から取り組んでいます。改めてセンターと日常生活自立支援事業担当者との連携の重要性が確認されています。

「権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関」を設置する計画策定の際は、成年後見制度のみにとどまりません。地域の権利擁護支援の総合的な課題整理の場となります。

例えば、身元保証人がいない高齢者の転居への支援の必要性等も、これらの課題の一つと言えるでしょう。



意思決定支援プロジェクトチーム

計画策定委員会では、これまでの尾張東部成年後見センターの実践をまとめた共通のテキストを用いて、意思決定支援についての認識の共有を行っていました。今後は、アドバイザーを迎え、選任後のケースを振り返る事例検討を行っていく予定です。

<成年後見制度利用促進法第3条>

(基本理念)
 第三条 成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

基本計画でも p.3 で「認知症高齢者や障害者の意思をできるだけ丁寧にくみ取ってその生活を守り権利を擁護していく意思決定支援・身上保護の側面を重視し、利用者がメリットを実感出来る制度・運用を基本とする」と示されています。意思決定支援をどのように展開していくか、地域連携ネットワークで協議していくことで、共通理解が深まります。



意思決定支援については、ニュースレターの第5号で紹介した「成年後見制度利用促進専門家会議」でも、以下の3つのガイドラインについての報告が行われています。

専門家会議の資料は厚生労働省ホームページ上に掲載していますので、参考にしてください

資料13-認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン

資料14-障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドライン

資料15-大阪意思決定支援研究会 意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン

3. ご寄稿いただきました！

墨田区社協における市民後見人養成の取組についてご寄稿いただきましたので、ご紹介します。



2枚目の名刺は「市民後見人」

～墨田区における市民後見人養成の取組～

墨田区社会福祉協議会 すみだ福祉サービス権利擁護センター
藤藪 明知

墨田区は東京都東部に位置し、東京スカイツリーが全国的に有名です。平成30年9月1日現在、人口約27万人、高齢化率は約23%です。市民後見人養成事業は、墨田区（以下、区）の委託により墨田区社協（以下、社協）が実施しています。独居または高齢者世帯の認知症高齢者数を約4,500人と推計し制度設計を行いました。年間20名の養成と10名の受任を目標としています。

平成30年3月末現在、市民後見人として累計41件受任。都内5位程の受任数です。また、養成研修受講者数108名、候補者数73名

となっています（表1参照）。墨田区の特性として次の2点が挙げられます。1つは、市民後見人の自主性を尊重している点。もう1つは、あくまでボランティアとして位置付けている点です。前者は選任要件や日々の後見活動に、後者は後見報酬に反映されています。

市民後見人の養成から選任、監督人である社協の支援などは以下の通りです。

今後は、法人後見の開始、候補者の活躍の場拡大、区長申立てによる候補者決定会議への参加等の実施を見据えています。現在、検討を重ね準備を進めているところです。

養成	選任	支援態勢	後見報酬
<p>60歳から70歳の定年退職者等をターゲットとした約1年間のプログラムです（次ページ参照）。</p> <p>受講にあたっては論文と面接により選考します。修了要件を満たした方は後見人候補者として登録されます。</p> <p>近年は、年齢層が下がり仕事をもちながら受講する方が増えています。募集から選考までは区が担当、研修実施は社協が担当しています。</p>	<p>市民後見人依頼を受け、調査を経てセンター全職員で構成する選任会議に諮ります。</p> <p>選任要件（表2参照）に照らし可否と候補者を決定しています。</p> <p>当初は厳しい選任要件でしたが、徐々に緩和しました。可否決定も、以前は有識者委員会に諮っていましたが、候補者を早く紹介できるよう現在の仕組みに変更しました。</p>	<p>市民後見人1名に対し職員2名体制です。1名は後見業務における相談全般、1名は財産管理報告の確認を行っています。現在は職員4名（兼務）で全市民後見人を支援しています。</p>	<p>市民後見人による報酬申立ては行っていません。代わりに活動費として一律月額5千円を支給しています（社協と区で折半負担）。</p> <p>報酬額に差が生じないように制度設計を行いました。</p>

後見活動については、自主性を尊重し細かい指示はしません。

例えば、映画好きな被後見人に代わって、自宅で映画番組を録画する。被後見人の入所施設のイベントに参加する。介護付き1泊旅行の手配をする。など、墨田区の市民後見人は、被後見人の希望を叶えるために自ら考え、労力と時間を惜しまず全力で応えてくれています。

表1 市民後見人推進事業実績（2018年3月末現在）

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	合計
研修受講者数	2	0	0	5	5	20	14	16	11	23	12	108
候補者数	-	1	0	0	4	5	13	11	12	10	17	73
受任者数	-	-	-	-	-	3	7	10	10	6	5	41
後見終了者数	-	-	-	-	-	-	1	2	4	3	6	16

表2 選任要件

類型	条件なし
財産	預貯金額は問わない
親族・紛争性	親族等との係争がない 虐待や権利侵害など対応困難なトラブルがない
安定性	対人支援に専門技術を必要としない
申立てルート	条件なし

*不動産や家屋を所有する場合も可とする
*上記の判断基準を設けるが、あくまで推薦するかどうかは困難性の有無による

〔参考〕墨田区 市民後見人養成研修

■書類選考・面接

研修受講にあたっては、書類選考と面接選考があり、選考に合格した人が以下の研修を受講します。

■カリキュラム（平成30年度の場合）

8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
基礎研修	専門研修											修了式	
地域福祉権利擁護事業 生活支援員研修													

科目	年・月	日	時間	内容
基礎研修 (3日間)	平成30年 8月	21日(火)	13:00~13:20	ガイダンス
			13:30~15:00	市民後見概論
			15:15~16:45	成年後見人の活動
		28日(火)	13:30~15:00	地域福祉権利擁護事業
			15:15~16:45	前年度生による研修報告
			9月	4日(火)
15:15~16:45	意見交換会①			
専門研修 (11日間)	※地域福祉 権利擁護事業 生活支援員 研修開始	11日(火)	13:30~15:00	知的障害者の理解と制度
			15:15~16:45	生活保護制度
		21日(金)	13:30~15:00	高齢者・認知症の理解
			15:15~16:45	精神障害者の理解と制度
	10月	2日(火)	午後	施設見学
			13:30~15:00	介護保険について
		15:15~16:45	ケアマネジャーの仕事	
		16日(火)	13:30~15:00	高齢者の入所施設
			15:15~16:45	専門職後見人と法律知識
		23日(火)	13:30~15:00	税金の知識
	15:15~16:45		社会保険(医療保険・年金)	
	11月	6日(火)	13:30~15:00	老齢医学
			15:15~16:45	意思決定支援
		13日(火)	13:30~15:00	消費者被害
			15:15~16:45	民間の保険
		20日(火)	13:30~15:00	監督人への報告
			15:15~16:45	家庭裁判所への報告
	12月	4日(火)	13:30~15:00	監督・サポート体制
15:15~16:45			市民後見人による実践報告	
11日(火)		13:30~15:00	傾聴入門②	
		15:15~16:45	意見交換会②	



市民後見人の活動や家裁との連携については、手引きP.88~89に解説がありますのでご覧ください。

市民後見人の活躍の場は、自ら単独で後見人を受任するだけでなく、専門職との複数後見や、社協・NPOなどの法人後見の支援員となるなど、様々な形があります。

また、社協が行っている日常生活自立支援事業の生活支援員として活動している人もいます。

後見の担い手としても、ともに支え合う地域づくりにとっても、市民後見人養成に集う、志ある市民の皆さんの主体的な参加は大変重要です。

成年後見制度利用促進の取組において、鍵の一つと言えるでしょう。

平成31年9月	修了式
---------	-----

4. 大分市で成年後見センターが本格稼働！

大分市では、成年後見制度利用促進を図るため、平成30年4月から大分市社会福祉協議会に設置していた「大分市成年後見センター」を10月1日より本格稼働しています。

大分市成年後見センターでは、成年後見制度に関するあらゆる相談への対応や、利用支援をはじめ、市民後見人の育成、制度の普及啓発を行います。本格稼働にあたっては、大分家庭裁判所との共催により普及啓発イベントが開催されました。制度の理解促進を図るとともに、相談窓口があることを周知することで、困りごとがあったときに相談できるよう、工夫をしています。

大分市のほか、つくば市や鹿児島市でも、10月1日付で成年後見センターが開設されています。

利用促進室短信

中核機関や成年後見センターの開設が全国で広がっています。皆様の地域で、「センターを開設した」等のニュースがありましたら、ぜひ利用促進室にお知らせください。ご協力よろしくお願いいたします。



センターの開設など、成年後見制度に関する相談窓口を明確に掲げることは、中核機関の重要な役割の一つであり、このセンターを中核機関と見なすことができるでしょう。

中核機関に求められる役割は多岐にわたりますが、初めからすべての機能を備えるのではなく、基本計画では、段階的・計画的整備に向け、市町村計画を定めることとされています。

まずは、広報や相談に着手し、その取組を通して見えてきた地域の課題を踏まえて、成年後見制度利用促進機能や後見人支援機能を整えていくということも考えられます。この場合も、一つの機関ですべての役割を担う必要はありません。

5. 〔予告〕成年後見制度利用促進に係る市町村セミナー

成年後見制度利用促進室では、本年6月に、厚生労働省講堂において、「地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備について」をテーマに、市町村職員を対象とするセミナーを開催したところですが、今後、各市町村における体制整備をより一層進める必要があることから、標記セミナーを下記の日程で開催することといたしました。

本セミナーでは、基本計画の周知及び基本計画の中で市町村が取り組むべきとされている中核機関の設置や地域連携ネットワークの構築に向けた考え方の解説、先行する市町村の事例等を共有するとともに、出席者同士の情報交換を通して、各市町村における課題整理や推進方策の検討を行います。

プログラム詳細や申込方法は、次号のニュースレターでご案内します。

日程・会場・定員（時間はいずれも13:00～17:00を予定）

会場名	期 日	場 所	定員
仙台会場	平成30年12月19日（水）	フォレスト仙台（仙台市青葉区柏木1-2-45）	250名
兵庫会場	平成30年11月14日（水）	ラッセホール（神戸市中央区中山手通4-10-8）	250名
広島会場	平成30年12月12日（水）	サテライトキャンパスひろしま（広島市中区大手町1-5-3）	200名
福岡会場	平成30年11月20日（火）	南近代ビル貸会議室（福岡市博多区博多駅前南4-2-10）	200名

内容：①行政説明、②自治体事例紹介、③情報交換

対象者：市町村（特別区、一部事務組合等を含む。）、都道府県の職員

※定員の範囲内で、中核機関の委託を受けている方（受ける予定の方を含む。）の参加も承ります。



厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2番2号

電話 03-5253-1111【代表】（内線 2228）FAX 03-3592-1459

利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ 成年後見制度利用促進

で 検索

